

公聴会に関する記録

(千葉県都市計画公聴会等に関する規則第11条に基づく記録)

	項 目	内 容
(1)	素案の種類及び名称	千葉都市計画道路の変更
(2)	素案の概要	<p>千葉県では長期間未着手となっている延長約9.6kmの都市計画道路のうち、約3.7kmの都市計画道路を変更対象とする見直し素案を平成24年12月に公表しました。見直し対象とした路線の多くは昭和40年代までに都市計画決定された路線であり、少子高齢化・人口減少等社会情勢の変化等、都市計画道路を取り巻く状況は様々な面で変化していることから、この変化に適切に対応する必要が出てきています。この見直し案を基に、市民意見募集や近隣市等との協議・調整を進め、平成25年3月に見直し修正案として公表し、10月から各区毎に説明会等を実施し、いただいたご意見等をふまえ、次の21路線の変更(廃止)を変更市素案として取りまとめたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3・5・84号 長作町線 3・4・33号 新港横戸町線 3・4・37号 幕張町弁天町線 3・4・54号 椿森黒砂台線 3・6・91号 弁天町登戸町線 3・4・53号 本町亥鼻線 3・4・80号 中央星久喜町線 3・5・82号 長洲葛城線 3・6・92号 亥鼻千葉寺町線 3・6・87号 寒川町千葉寺町線 3・4・45号 源町大森町線 3・3・10号 桜木町小倉台線 3・3・12号 都賀駅大草町線 3・3・23号 京成千葉駅北谷津町線 3・4・47号 仁戸名町古市場町線 3・5・14号 中央赤井町線 3・4・49号 浜野町中西町線

		<p>3・3・13号 誉田駅前線 3・4・66号 土気町高津戸町線 3・4・68号 小食土町土気町線 3・3・25号 大木戸町土気町線</p> <p>※注 変更対象路線名については、わかりやすく示すため 既決定都市計画道路名称を用いて表記している。</p>
(3)	公聴会の開催の日時 及び場所	<p>日時：平成27年3月28日（土） 10：30から11：00まで 場所：千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗 （中央区千葉港2番1号）</p>
(4)	出席した公述人の住所 及び氏名	若葉区在住市民
(5)	公述人の公述の内容 ※提出された公述要旨 を記載	<p>千葉都市計画道路の廃止の案に関しまして、現時点 で事業実施は困難であっても、将来は道路整備をする ことができるよう現計画は変更することなく存続さ せて欲しい旨意見を述べさせていただきます。私は広 い道路を必要とする意義について、今回の判断基準で 見落としていると考えます。</p> <p>主な見落とし点は4つあり、1つ目に「学童の安全 な通学路を確保する」、2つ目に「災害時に避難路と なり、かつ復興道路となる事」、3つ目に「火災の時 に延焼を防ぐ事」、4つ目に「郊外の車でしか生活で きない地域で、高齢者が円滑に車を運転できる事」と いう視点です。</p> <p>今回特に「本町亥鼻線」「中央区星久喜町線」「長洲 葛城町線」「亥鼻千葉寺町線」「源町大森町線」を廃止 しないで欲しいとお願いしています。廃止になると、 本町小や葛城中の生徒の安全が脅かされてしまいま す。市の政策が子供の安全を犠牲にする事が無い事を 切に願っております。</p>

公聴会に関する記録

(千葉市都市計画公聴会等に関する規則第12条に基づく公述の内容に対する見解)

公述の内容	公述に対する市の見解
<p>千葉都市計画道路の廃止の案に関しまして、現時点で事業実施は困難であっても、将来は道路整備をすることができるよう現計画は変更することなく存続させて欲しい旨意見を述べさせていただきます。私は広い道路を必要とする意義について、今回の判断基準で見落とししていると考えます。</p> <p>主な見落とし点は4つあり、1つ目に「学童の安全な通学路を確保する」、2つ目に「災害時に避難路となり、かつ復興道路となる事」、3つ目に「火災の時に延焼を防ぐ事」、4つ目に「郊外の車でしか生活できない地域で、高齢者が円滑に車を運転できる事」という視点です。</p> <p>今回特に「本町亥鼻線」「中央区星久喜町線」「長洲葛城町線」「亥鼻千葉寺町線」「源町大森町線」を廃止しないで欲しいとお願いしています。廃止になると、本町小や葛城中の生徒の安全が脅かされてしまいます。市の政策が子供の安全を犠牲にする事が無い事を切に願っております。</p>	<p>千葉市の都市計画道路の多くは昭和40年代までに都市計画決定された路線であり、そのうち約30%が未整備の状況です。この未整備路線から、モノレール専用道や歩行者専用道を除いた約96kmが未整備の都市計画道路であり、これらの都市計画道路は計画決定後20年以上整備に着手できていません。都市施設の計画されている区域は、都市計画法第53条に基づく建築制限があることから、長期間にわたる建築行為の制限等の課題を抱えています。また、人口減少時代の到来や少子高齢化の進展、財政や環境上の制約等、社会情勢の変化が見込まれることから都市計画道路の変更を行うものです。</p> <p>都市計画道路の見直しにあたっては、平成18年度に「千葉都市計画道路の見直しのガイドライン」を策定し、同ガイドラインにより評価を進めました。判断基準で見落しているとされるご指摘の4点についてですが、1つ目の「学童の安全な通学路の確保」、2つ目の「広い道路は災害時に避難路となり、復興する際には有効に機能」する点、3つ目の「延焼防止」の観点については、同ガイドラインの「居住環境を向上」や「都市防災の向上の観点」で評価をしています。</p> <p>4つ目の「都市郊外の車でしか生活できない地域で、高齢者が円滑に車を運転できる」という視点についてですが、将来交通量への対応(道路容量に対する交通量の多さ)や既存道路活用(既存道路幅員や車線</p>

	<p>数が確保されているかどうか)、または代替機能を有する候補路線の有無(廃止予定路線に隣接して代替機能を有する道路があるかどうか等)について評価をしています。これらを取りまとめ見直し案として公表し、市民のみなさまからいただいた意見をふまえさらに検討を進め、見直し修正案とし、見直し修正案で示す廃止対象路線のうち21路線について、今般、都市計画の変更市素案としました。</p> <p>以上のことから、提案した変更市素案を都市計画の変更案とし、都市計画法に基づく縦覧等手続きを進めることとします。</p>
--	---